滝上町告示第37号

滝上町森林環境整備加速化事業補助金交付要綱を次のように定め、令和６年４月１日から適用する。

令和６年４月１日

滝上町長　　清　原　尚　弘

滝上町森林環境整備加速化事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、森林環境譲与税を活用して森林施業の低コスト化及び森林整備の加速化を図ることにより、森林資源の循環と森林の有する多面的機能の維持・増進を促進し、林業・木材産業の活性化を目的とする滝上町森林環境整備加速化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

（補助対象事業及び補助金の額）

第２条　補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

２　補助事業費のうち、消費税額は補助対象経費から除外する。

（事業主体）

第３条　補助事業の事業主体は、滝上町森林組合（以下「森林組合」という。）とする。

（補助金の交付申請）

第４条　森林組合は、補助金の交付を受けようとするときは、滝上町森林環境整備加速化事業補助金交付申請書（別記第１号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　町長は、前条の補助金の交付申請を受理したときは、これを審査して補助金交付の可否を決定し、その内容を森林組合に通知するものとする。

（補助事業の計画変更）

第６条　補助金の交付決定を受けた森林組合は、補助金額の20パーセントを超える増減を伴う事業計画の変更をするときは、滝上町森林環境整備加速化事業計画変

更申請書(別記第２号様式)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第７条　森林組合は、補助事業が完了したときは、遅滞なく、滝上町森林環境整備加速化事業実績報告書(別記第３号様式)を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第８条　町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに森林組合に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第９条　町長は、森林組合が次の各号の一に該当する場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。ただし、公共用及び天災地変、その他町長がやむを得ない事由によると認める場合は、この限りでない。

⑴　補助要件を欠くに至ったとき。

⑵　偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとし　たとき。

⑶　補助金の交付決定時に付した条件に違反したとき。

⑷　その他、前３号に掲げるもののほか、補助金交付の目的に合致しない事由や行為が認められたとき。

２　町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、森林組合に対して、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第２条関係）

事業区分	補助対象経費	補助金額
森林資源調査事業	人工造林、下刈、除伐、間伐等の森林施業のための資源量調査及び施業地調査に係る経費	１ヘクタール当たり30,000円以内
森林現況調査事業	森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画の作成、森林整備事業の実施のための森林現況調査及び各種資料作成に係る経費	１ヘクタール当たり10,000円以内
森林資源デジタル管理推進事業	森林資源の正確かつ効率的な管理を推進するための、資源調査及び資源データ解析等に用いるデジタル機器の導入に係る経費 （対象機器） ドローン、パソコン、タブレット	補助対象事業費上限額1,000,000円の1/2以内